

下水道財政のあり方に関する研究会（第6回）

1 開催日時等

- 開催日時：平成31年3月22日（金）13:30～15:30
- 場所：総務省5階選挙部会議室
- 出席者：小西座長、飯島（俊彦）委員、宇野委員、金崎委員、齊藤委員、田口委員、前田委員、植松オブザーバー、清野オブザーバー
沖部公営企業担当審議官、山越公営企業課長、本島公営企業経営室長、坂越準公営企業室長、志賀公営企業課理事官、川畑課長補佐ほか

2 議題

- (1) 下水道財政に係るこれまでの考え方について
- (2) 使用料について
- (3) 下水道事業の経営状況について
- (4) その他

3 配布資料

- (資料1) 今後の研究会における検討事項
- (資料2) 下水道財政に係るこれまでの基本的考え方及び課題
- (資料3) 下水道事業における現行の財政措置
- (資料4) 使用料について
- (資料5) 汚水処理費等について
- (資料6) 供用開始年数と経費回収率等について
- (資料7) 各事業における数値の推移
- (資料8) し尿処理施設の広域化について
- (資料9) 各都道府県の組織再編

4 概要

- (1) 事務局より資料について説明。
- (2) 出席者からの主な意見

- 使用料水準を月3,000円から引き上げると、地方財政措置が変わってくる。インパクトがある分、引上げの根拠が問われる。水道料金も上昇しているため、というだけでは理由として弱い。
- 使用料は原価に基づくよう規定されているが、最終的に原価が回収されたのか、使用料水準が適正だったのか、財務資料を見ただけでは確認することが難しい。使用料のあり方を検討するだけでなく、外部から把握する仕組みも必要ではないか。従来、経営が続く限

りは料金を改定しないという意味決定をしがちだったと思う。常時見直していく仕組みを取り入れられるとよいのではないか。

- 地方交付税の算入の考え方と実際の繰出とは一致していないのではないか。例えば、公害防止対策事業債は繰出の少ない大都市に集中しているが、交付税措置が講じられている。実態に合わせるのか、交付税の考え方は別のものとするのか問題になる。

地方財政措置の中で単位費用を一律5%としているが見直しもあり得るのではないか。

- 公営企業の独立採算になじまないだろうが、公営企業に対する繰出しにおいて、財政力補正をかけることも一案としてある。

- 資産維持費について、水道における対象資産の3%という率を念頭において議論が行われている印象を受ける。総務省通知にも「料金には、適正な率の事業報酬を含ませることが適当」という文言が入っている。しかし、実際の所要額が分からないまま率で計算するというのは乱暴ではないか。ストックマネジメントの考え方によって将来の投資額が見えるかたちになっている場合は、積立て方式から逆算してもよいのではないか。

一方で、社会から認められる上限が何%なのかということも議論すべき。1998年の水道料金算定要領では国債の利率が参照されていたように思う。

- 資産維持費の下限を決める必要もあるのではないか。本来、経営が持続するよう積み上げで算定すべきだが、目標とする料金ありきで改定しているのではないか。

- 資産維持費は横須賀市でもようやく検討の土壌が整ってきたところ。総務省において考え方を整理してもらえるとありがたい。将来的には水道と同じく法令に位置づけられることを期待している。

資産維持費の導入は本来損益ベースで行うべきだが、対象資産の一律3%などとする和使用料水準が非常に高くなる。また、一般会計から基準外繰出を受けている中、導入には反発があるかもしれない。

- 高資本費対策の30年という要件について、おそらく当初は一つの下水道モデルがあり、初期投資は大きいもののいずれ財政的に成り立つようになることが想定されていたのだろう。しかし、人口も減少する中、30年、50年経てば自立段階にたどり着くというものはなくなってきている。高資本費対策を条件不利地域に対する格差是正として位置づけることも考えてはどうか。

- 実使用可能年数が法定耐用年数を大きく上回っているとすれば、極端に言えば、貸借対照表が債務超過でも問題がないという見方も場合によってはあり得る。